

令和6年度(2024年度)

介護サービス事業者等(施設系)に対する集団指導

【対象サービス】

指定介護老人福祉施設/指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム/地域密着型特別養護老人ホーム）

介護老人保健施設

介護医療院

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護

指定(介護予防)特定施設入居者生活介護

指定(介護予防)短期入所生活介護

指定(介護予防)短期入所療養介護

養護老人ホーム

有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)

※ 養護老人ホーム及び有料老人ホームを除く施設等については、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けた指定介護機関としても集団指導の対象です。



令和5年度(2023年度) 集団指導のアンケート結果から

令和6年度介護報酬改定における 改定事項について



第4章で解説します。

第4章

・令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

本年度は改定事項が多いため、第4章についてはこちらの資料での提供とさせていただきます。

本年度は改定事項が多いため、この動画とは別に市ホームページにある資料による提供となります。

ご確認ください。

Contents

第1章

- 実地検査と監査について

第2章

- 昨年度の検査結果等の概要について

第3章

- 令和6年度から義務化されているもの

第4章

- 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第5章

- 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

第1章

• 実地検査と監査について

よろしくお願いします。



第1章

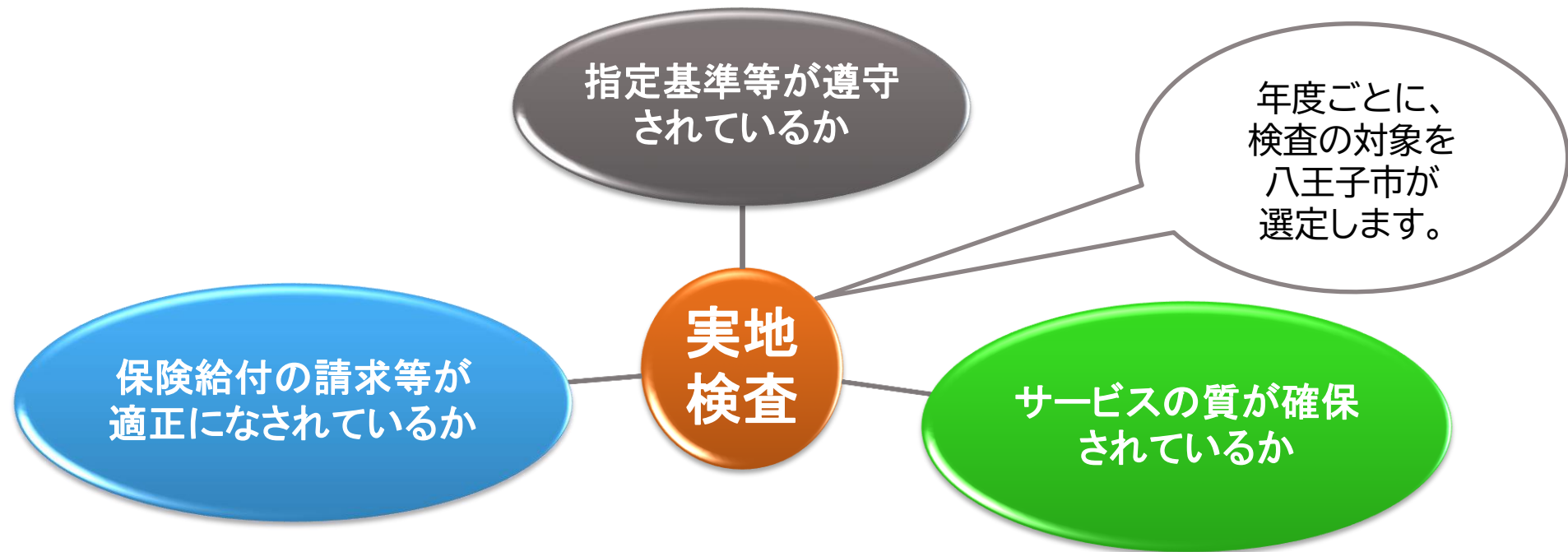
● 実地検査と監査について

- 1 - 1 基本方針
- 1 - 2 実地検査・監査の流れ
- 1 - 3 実地検査の重点項目
- 1 - 4 監査の重点項目
- 1 - 5 八王子市における行政処分事例
- 1 - 6 業務管理体制整備に関すること

1-1 基本方針①

【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて、定期的を実施します。



目 的

- 事業者支援を基本とする助言及び指導

実地検査における「指導方法」

文書

文書指摘

- 法令、条例等に規定した事項に違反している場合
- 原則として30日以内に改善報告を行うよう指導する

口頭

口頭指導

- 法令、条例等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合
- その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合
- 改善報告は不要

助言

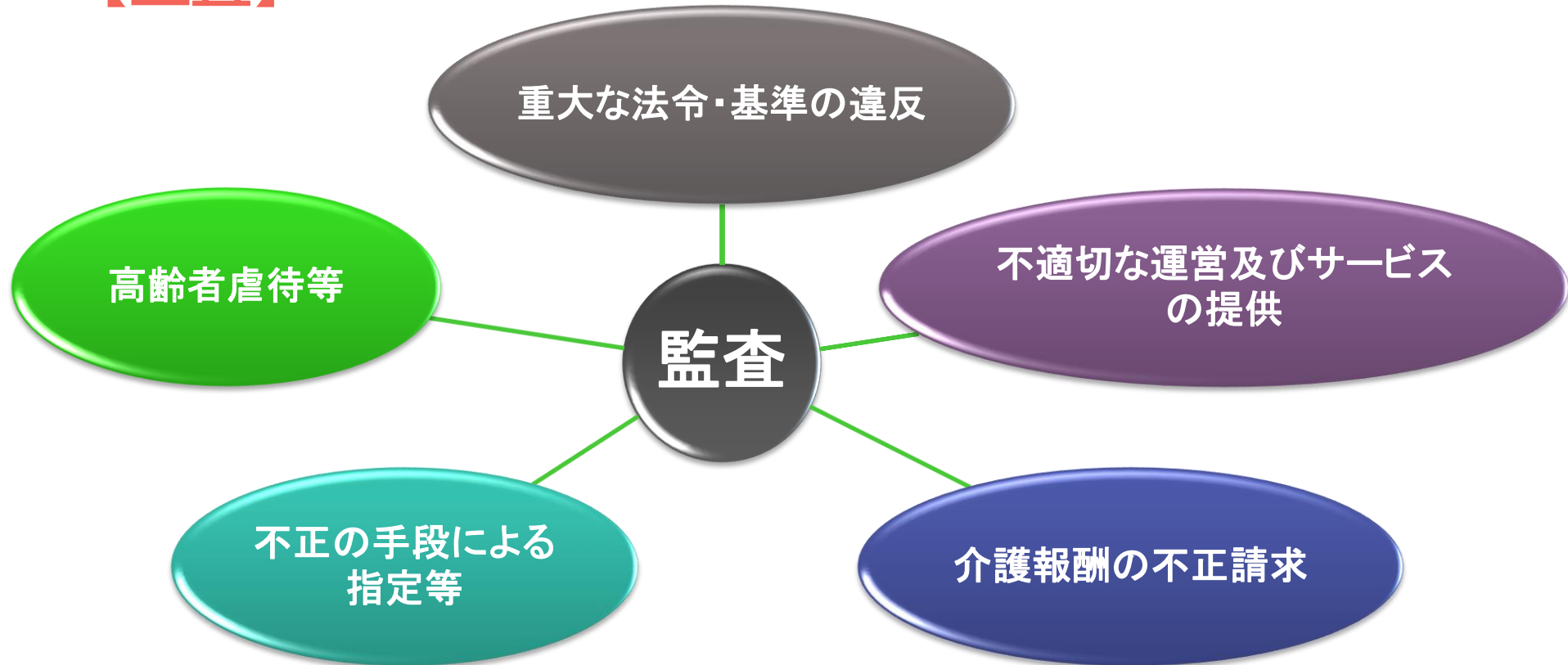
助言

- 法令、条例等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合
- 改善報告は不要

指摘を受けた場合は、速やかに改善をお願いします。

1-1 基本方針②

【監査】 以下の状況が疑われる場合に監査を実施します。



目 的

- 介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持
- 利用者保護

1-1 基本方針③

【関係法令等】

- ・ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- ・ その他の法令
- ・ 本市条例及び施行要領

※詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和6年度（2024年度）八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

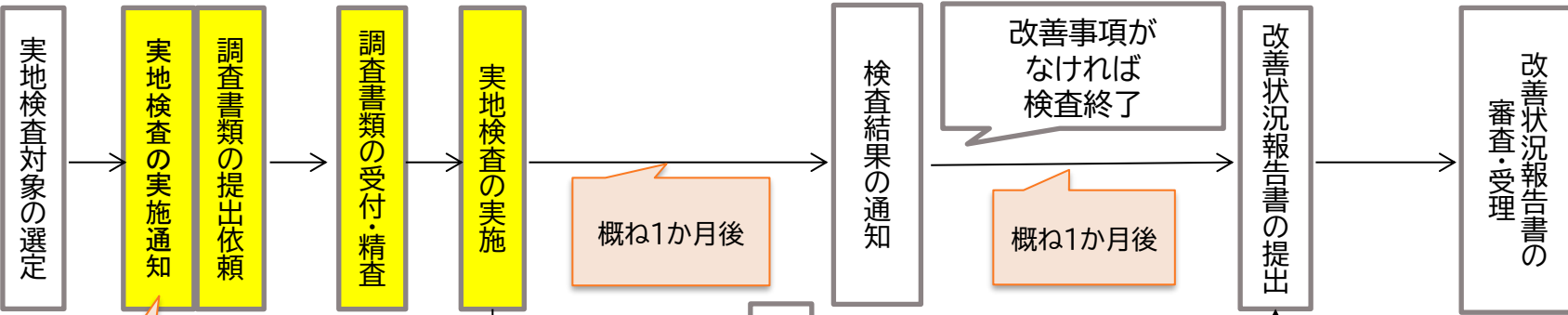
【場所】

市ホームページ> 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査
> 介護サービス事業者等の指導監査 > 集団指導

1-2 実地検査・監査の流れ ※指定介護老人福祉施設の例

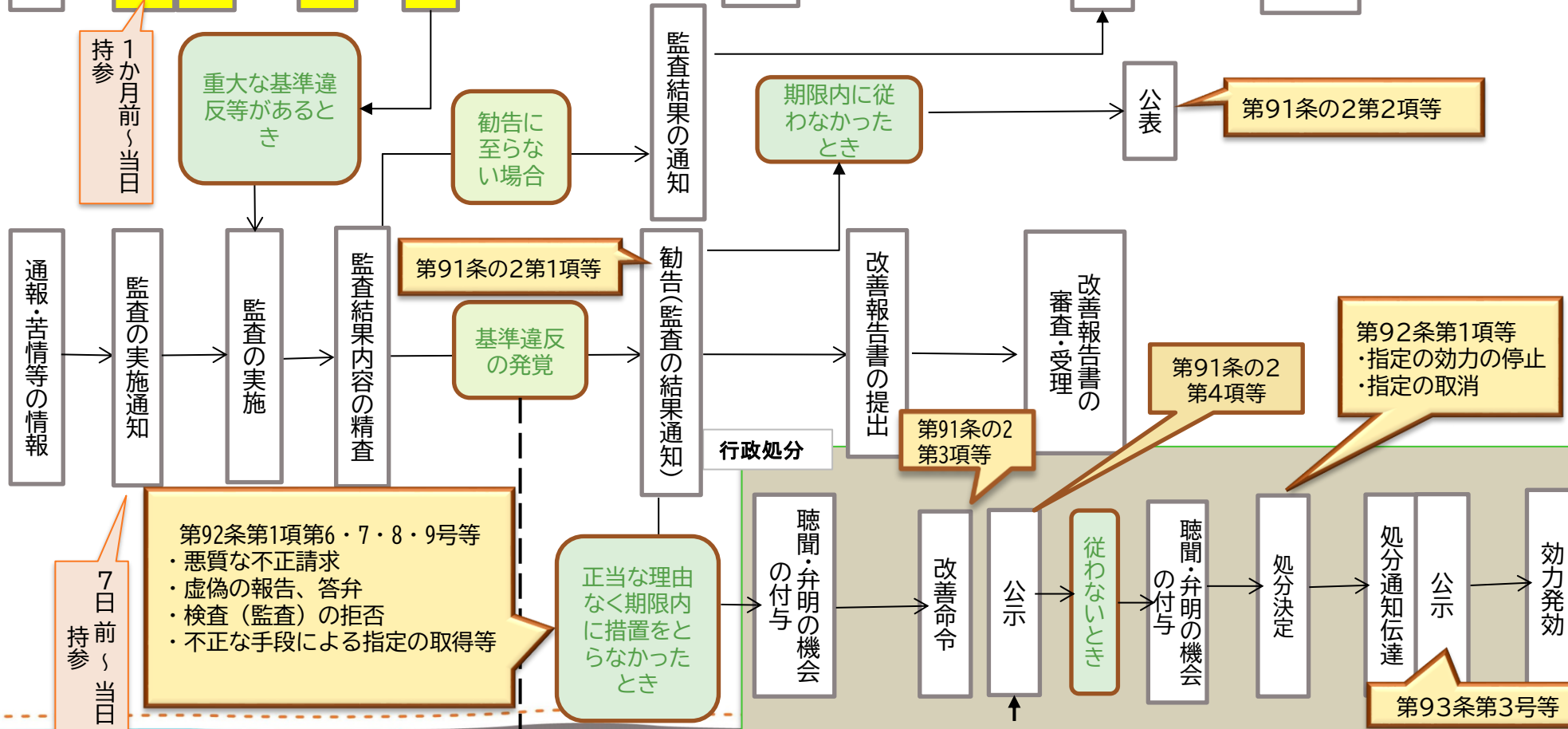
実地検査

介護保険法第23条等



監査

介護保険法第90条等



1－3 実地検査の重点項目①

(1) 人員に関する基準



- ・ ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ・ イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ・ ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。

1－3 実地検査の重点項目②

(2)設備及び運営に関する基準



- ・ア 事業を運営するために必要な設備を備え、適切に使用及び管理しているか。
- ・イ ケアプランと個別計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則してなされているか。
- ・ウ 利用申込者又はその家族に対して、サービス内容の説明と同意が適切に行われているか。
- ・エ 基準に定められている身体的拘束等の適正化及び虐待防止措置に適切に取り組んでいるか。
- ・オ 苦情や事故、感染症、食中毒があった場合に適切な対応がされているか。
- ・カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策を取っているか。
- ・キ 感染症や災害が発生しても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ・ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切になされているか。

1 - 3 実地検査の重点項目③

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

+	-
×	÷

- ・ 介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求を行っているか。

参考

自主点検等にご活用ください。

- ・ 実地検査で確認する検査項目(指導事項票)を以下の場所に公開しております。
- ・ トップ > 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 介護サービス事業者等の指導監査 > 介護サービス事業者等への指導監査について
(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html>)

1 - 4 監査の重点項目

監査の重点項目



- ・ 1 不正な手段により指定を受けていないか。
- ・ 2 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- ・ 3 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- ・ 4 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- ・ 5 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- ・ 6 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。

1-5 八王子市における処分事例①

併設している
同一法人の事業所
全てが監査対象と
なることもあります。

1 平成30年(2018年)3月15日付け 全事業所指定取消

(1)対象事業所、
処分理由

ア 【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】

…不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

イ 【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】

…不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

ウ 【居宅介護支援】

…不正不当行為、不正請求、虚偽答弁

(2)返還額

25,075,870円(八王子市分のみ、加算額含む)



1-5 八王子市における処分事例②

虚偽報告は
処分が重く
なりますので
ご注意ください。

虚偽報告

2 令和2年(2020年)1月14日付け 全事業所指定取消

(1)対象事業所、
処分理由

ア【訪問介護、第一号訪問事業】

…不正請求、虚偽報告、法令違反

イ【(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売】

…不正な手段による指定

ウ【居宅介護支援】

…職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告

(2)返還額

21,124,200円(八王子市分のみ、加算額含む)

1-5 八王子市における処分事例③

3 令和5年(2023年)12月20日付け 指定取消

監査で不正が明らかになった場合、処分に加えて多大な返還額を支払う可能性もあります。

(1) 対象事業所、 処分理由

【訪問介護、第一号訪問事業】

- *不正請求(訪問介護計画書の未作成、虚偽のサービス提供記録表)
- *不正の手段による指定(サービス提供責任者、管理者及び訪問介護員について、勤務する意思を有していなかった者等を「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載し、指定申請時に提出)

(2) 返還額

17,035,021円(八王子市分のみ、加算額含む)

1－6 業務管理体制整備に関すること①

●業務管理体制整備の内容

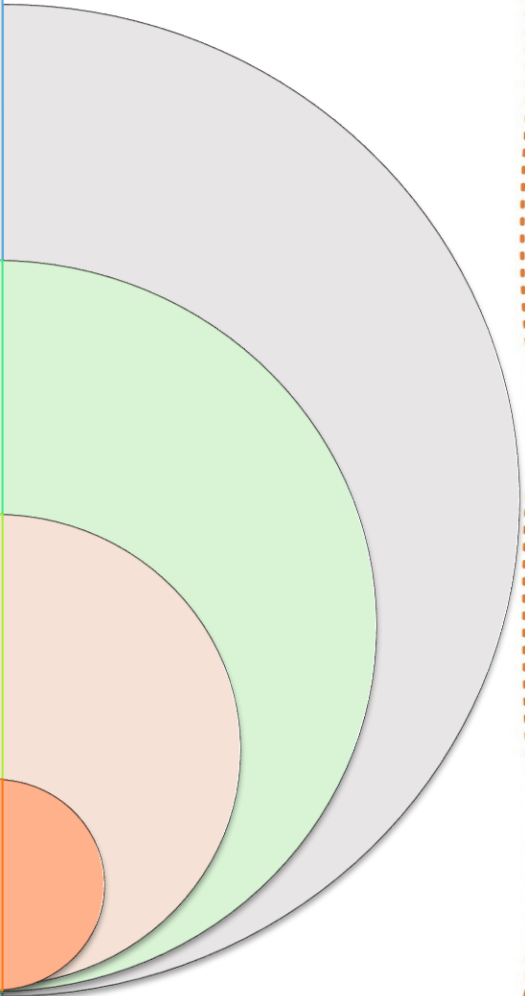
業務管理体制の内容	事業所数 ※1		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守マニュアルの整備	×	○	○
法令遵守に係る監査 ※2	×	×	○

※1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
(健康保険法の指定によるみなし事業所を除く)

※2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査
のどちらかによる。

1－6 業務管理体制整備に関すること②

●業務管理体制の整備に関する届出先

指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局	
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事業所が所在する都道府県	
全ての指定事業所又は施設が東京都内のみに所在する事業者	東京都	
全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみに所在する事業者	八王子市	

第2章

• 昨年度の検査結果等の概要について

第2章

・昨年度の検査結果等の概要について

2-1 凡例（第2・3章で使用するサービス名の略称表記について）

2-2 令和5年度の検査結果の概要（対象数、実地検査数、指摘事業所数（割合））

2-3 主な文書指摘事例 ・ 口頭指導事例

2-4 その他留意事項

2-1 凡例（第2・3章で使用するサービス名の略称表記について）

第2章

略称	サービス名称
介福 / 特養	介護老人福祉施設 / 特別養護老人ホーム
地密介福 / 地密特養	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/ 地域密着型特別養護老人ホーム
老健	介護老人保健施設
医療院	介護医療院
GH	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
特定施設	（介護予防）特定施設入居者生活介護
短生	（介護予防）短期入所生活介護
短療	（介護予防）短期入所療養介護
養護	養護老人ホーム
有料	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）

【全サービス共通 ↓ 未表記】

2-2 令和5年度の検査結果の概要(対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

令和5年度

		介福 特養	地密介福 地密特養	老健	医療院	GH	特定施設	短生	短療	養護	有料
対象数		25	3	8	3	50	47	59	22	5	48
実地検査数		0	0	0	0	2	2	2	0	0	10
指摘事業所数 (割合)	文書指摘 (割合)	0	0	0	0	<u>2 (100%)</u>	0	<u>2 (100%)</u>	0	0	0
	口頭指導 (割合)	0	0	0	0	<u>2 (100%)</u>	<u>2 (100%)</u>	<u>2 (100%)</u>	0	0	9 (90%)

以上の対象数等は、介護予防も含んだものです。

また、指定介護機関に対しての実地検査は、各サービスごとに生活保護利用者のいる場合に実施しましたが、指摘事例はありませんでした。

2-3 主な文書指摘事例 ・ 口頭指導事例

文書指摘事例

(1) 運営推進会議に対する活動状況の報告等記録の公表について

GH

(2) 短期入所生活介護計画の都度作成について(介護予防を含む)

短生

口頭指導事例

(3) 苦情処理体制の入居者への周知について

有料

2-3 主な文書指摘事例・口頭指導事例

(1) 運営推進会議に対する活動状況の報告等記録の公表について

【確認事項】 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、当該運営推進会議に対する活動状況の報告、運営推進会議による評価並びに運営推進会議から聴取した必要な要望及び助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

【文書指摘内容】

✓ 上記記録が公表されていない。

2-3 主な文書指摘事例・口頭指導事例

短生

(2)短期入所生活介護計画の都度作成について(介護予防を含む)

【確認事項】

指定短期入所生活介護事業所の管理者（介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者）は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間（予防のみ）等を記載した計画を作成しなければならない。又、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

【文書指摘内容】

- ✓ 一度退所した利用者が再びおおむね4日以上にわたり継続して入所することが予定される際に、その都度短期入所生活介護計画を作成していないことが認められた。

2-3 主な文書指摘事例・口頭指導事例

(3) 苦情処理体制の入居者への周知について

有料

【確認事項】

入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、有料老人ホーム又は施設の設置者において記録の作成・保管及び報告・情報共有など苦情処理体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。

【口頭指導内容】

- ✓ 外部の苦情処理機関を含めた、苦情処理体制について入居者に周知されていない。

2-4 その他留意事項



(1) 勤務体制の確保等について

(2) 重要事項説明書について(内容及び手続きの説明及び同意)

(3) 事故発生時の対応について

(4) 掲示物を貼付する際の注意点

(5) 秘密保持について

2-4 その他留意事項

(1) 勤務体制の確保等について

【確認事項】

- 月ごとの勤務表を作成しているか。※
 - 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、サービスごとに必要な職員の配置、管理者（施設長）との兼務関係等を明確にしているか。
- 雇用契約等を締結しているか。
- 資質向上のための研修等の機会を確保しているか。

※【有料】については、介護サービスその他の業務を兼ねる場合に作成が求められる。

【指摘内容】

- ✓ 月ごとの勤務表に、常勤・非常勤の別、各職員の配置、兼務関係等が明確になっていない。
- ✓ 月ごとの勤務表に、日々の勤務時間が明確になっていない。
- ✓ 研修の機会を確保していない。

2-4 その他留意事項

介福

地密介福

老健

医療院

GH

短生

短療

(2) 重要事項説明書について(内容及び手続きの説明及び同意)

【確認事項】

- ❑ 重要事項説明書の内容は適切か。
- ❑ 運営規程との相違はないか。

老健、医療院については、
「第三者評価の実施状況の記載」
については不要ですが、施設の見やすい
場所に掲示する必要があります。

【注意】

利用料金に関する記載の不備については、
運営規程においても確認されましたので、
併せてご確認願います。

【指摘内容】

- ✓ 重要事項説明書の内容に不備がある。
 - 第三者評価の実施状況の記載がない
 - ❑実施の有無
 - ❑実施した直近の年月日
 - ❑実施した評価機関の名称
 - ❑評価結果の開示状況
 - 事故発生時の対応（記録、賠償）がない
 - 苦情処理の体制及び手順がない
 - 利用料金に2割又は3割負担の記載がない
など

2-4 その他留意事項

(3) 事故発生時の対応について

【法令等】

○事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【指導事例】

- * 事故発生時に市に対して報告をしていない。
- * 賠償に備え、保険等に参加していない。

- ・事故発生時の対応をあらかじめ定めておくこと
- ・損害賠償保険に加入しておくか、若しくは必要な賠償資力を保持するよう努めること
- ・再発防止の対策を講じること

事故報告の詳細については、
「事故発生時の報告について（介護保険課）」
を参照してください。



2-4 その他留意事項

(4) 掲示物を貼付する際の注意点

【確認事項】

施設内の設備確認をした中で、
ポスターや作品等の掲示物を壁等に
貼付する際に、

画びょう・小さいマグネットを使用して
いる事例が見受けられました。

【留意事項】

画びょう、小さいマグネットは、
誤食・誤飲防止のため、使用を控え
ていただくのが望ましいです。

2-4 その他留意事項

(5) 秘密保持について

【確認事項】

- 従業者（従業者であった者を含む。）が、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- 個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか。（家族がいる場合は家族代表の同意も。）

【指摘内容】

- ✓ 従業者の秘密保持について、誓約書等の必要な措置を講じていない。
- ✓ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意を文書により得ていない。

【注意】

家族代表の同意を代理人欄で得ているケースがありますが、この場合、あくまで利用者の家族が利用者本人に代わって利用者本人の個人情報を使用することについて同意をしていることになり、家族の個人情報を使用することに関する家族からの同意はないとみなされるおそれがあります。

そのため、**家族の個人情報を使用することについての同意は、代理人欄ではなく、家族代表欄にってもらうようにしてください。**

【利用者】

住所

氏名

【代理人又は代筆者】

住所

氏名

【家族代表】

住所

氏名

第3章

- 令和6年度から義務化されているもの

第3章

・令和6年度から義務化されているもの

3－1 業務継続計画の策定

3－2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

3－3 虐待防止のための措置

3－4 認知症にかかる基礎的な研修

3－5 栄養管理

介福

地密介福

老健

医療院

3－6 口腔衛生の管理

介福

地密介福

老健

医療院

3-1 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画(Business Continuity Plan)とは…

自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画のこと。

令和6年4月1日から義務化されている事項

1. 業務継続計画(BCP)の策定

2. 定期的な研修及び訓練の実施

3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なの？

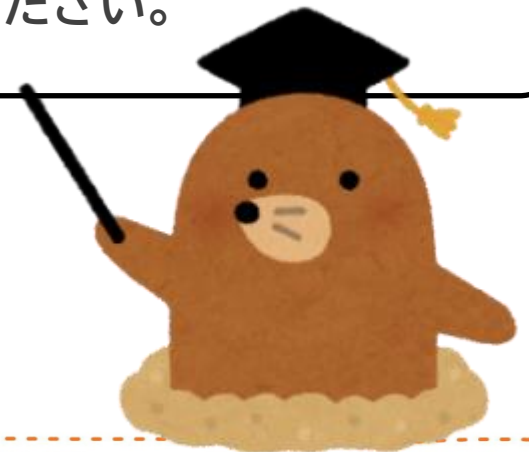
⇒ 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、大規模災害や感染症の大流行に対し、介護施設・事業所において、適切な対応を行い、**利用者に必要なサービスを継続的に提供できる、若しくは早期に業務を再開できる体制を構築することが重要だからです。**

3-1 業務継続計画（BCP）の策定

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。計画策定の際の参考にしてください。



3-2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

➤ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

令和6年4月1日から義務化されている事項

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じることが義務付けられました。

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための
指針の整備

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための
研修及び訓練の実施

なぜ、これらの措置が必要なの？

⇒高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。



3-2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	介護現場における感染症対策の手引き	https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf (第3版)
厚生労働省	介護保険サービス従業者のための感染対策に関する研修について	https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf (研修のお知らせ(その3))

3-3 虐待防止のための措置

令和6年4月1日から義務化されている事項

➤ 虐待の発生又は再発の防止

事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」)を定期的を開催し、その結果を周知すること

2. 虐待防止のための指針を整備すること

3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

「虐待防止のための研修」(年2回以上(短生 短療 は年1回以上) & 新規採用時、実施内容の記録)について、八王子市は令和3年度から既に義務化されています。

3-3 虐待防止のための措置

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	高齢者虐待防止の基本	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf

参考にしてください



3-4 認知症に係る基礎的な研修

➤ 認知症に係る基礎的な研修

※ 訪問入浴以外の訪問系サービス、福祉用具、居宅介護支援を除く

従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

令和6年4月1日から義務化されている事項

医療・福祉関係の資格
を持たない従業者への
認知症介護基礎
研修の受講

なぜ、研修の受講が必要なの？



介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障を実現していくためです。

本研修は平成27年(2015年)に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき、認知症の方の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し創設されました。

3-4 認知症に係る基礎的な研修

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	認知症施策推進大綱	https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf
厚生労働省 他	認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf
八王子市	認知症介護基礎研修	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ninntisho/jigyousyanokathe/p033567.html
社会福祉法人東北 福祉会	認知症介護研修とは	https://kiso-elearning.jp/what-kiso/

参考にしてください



3-5 栄養管理 1/3

介福

地密介福

老健

医療院

➤ 栄養ケア・マネジメントの充実

栄養ケアマネジメントの取組を一層強化する観点から、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

【令和6年4月1日から義務化されている事項】

入所者の栄養管理について、管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて、計画的に行う。

注意

- 栄養士のみが配置されている施設・医療院や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設・医療院については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行わなければならない。
- その際、質の担保を図るために、協力する旨の契約書や覚書等の取り決めをすることが必要。



3-5 栄養管理 2/3

介福

地密介福

老健

医療院

1. 管理栄養士が行う栄養管理について

管理栄養士、歯科医師、看護師、
介護支援専門員等

主なポイント

栄養管理の手順

- ① 入所時に栄養状態を把握し、医師等**多職種**の者が共同して入所者ごとの**栄養ケア計画を作成する**。栄養ケアの作成にあたっては、施設サービス計画との整合性を図る。
(栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画に記載することも可)
- ② 栄養ケア計画に従い、**管理栄養士**が栄養管理を行うとともに、入所者の**栄養状態を定期的に記録**する。
- ③ 栄養ケア計画の進捗状況を**定期的に評価**し、必要に応じて当該計画を**見直す**。

実務手順、様式等についての詳細は、次スライドのリンクを参照してください。

栄養管理に係る減算

栄養管理について、基準を満たさない場合は、**1日につき14単位を所定単位数から減算**する。

3-5 栄養管理 3/3

介福

地密介福

老健

医療院

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	介護保険最新情報 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について	https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf



参考にしてください

3-6 口腔衛生の管理 1/3

介福

地密介福

老健

医療院

➤ 口腔衛生管理の計画的実施

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

【令和6年4月1日から義務化されている事項】

入所者の口腔衛生の管理について、管理体制を整備し、計画的に管理を行う

注意



- 基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、手順を決め計画的に行うこと。
- 当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。
- 実務手順、様式等についての詳細は、本項目最後のスライドのリンクを参照してください。

3-6 口腔衛生の管理 2/3

介福

地密介福

老健

医療院

1. 入所者の口腔衛生の管理について、管理体制を整備し、計画的に管理を行う

主なポイント

口腔衛生管理の
手順

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う。
 - ② 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施する。
 - ③ ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直す。
 - ア 助言を行った歯科医師
 - イ 歯科医師からの助言の要点
 - ウ 具体的方策
 - エ 当該施設における実施目標
 - オ 留意事項・特記事項
- なお、上記管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることも差し支えない。
- ④ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は③の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行う。

3-6 口腔衛生の管理 3/3

介福

地密介福

老健

医療院

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	介護保険最新情報 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について	https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf



以上で、口腔衛生の管理
の解説を終わります。

本年度は改定事項が多いため、第4章についてはこの動画とは別に資料での提供とさせていただきます。
資料はこの集団指導ページと同じ、八王子市ホームページに掲載しております。

第4章

・令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第5章

- 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

第5章

- 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

【参 考】

- 八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けている場合には、介護サービス事業所だけではなく、指定介護機関にも実地検査を実施します。

文書指摘事例

「生活保護指定(介)」の標示(指定介護機関)

【法令等】

○指定介護機関は、様式第三号(生活保護法施行規則第13条)の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。この標示の規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とする。

【指導事例】

*「生活保護指定(介)」の標示を掲示していない。

【根拠法令】

生活保護法施行規則第13条
生活保護法施行規則様式第三号(第13条関係)

生
活
保
護
指
定
(
介
)

生活保護利用者の介護サービス利用について

生活福祉総務課 医療・介護担当からの

R06介護集団指導テキスト(居宅・医療系)

R06介護集団指導テキスト(施設系)

を参照してください。

令和6年度(2024年度) 介護サービス事業者等(施設系)に対する集団指導は 以上となります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答をお願いいたします。

※集団指導開催期間中での回答をもちまして、受講完了とさせていただきます。

【アンケート回答方法】

詳細については、実施通知等をご確認ください。

ケア倶楽部による回答

介福

特養

地密介福

地密特養

老健

医療院

GH

特定施設

短生

短療



【アンケート回答方法】

メールによる回答

養護

有料



特定施設

として指定を受けている施設については、

特定施設

として

ケア倶楽部で回答してください。

詳細については、実施通知等をご確認ください。

ありがとう
ございました。

